



## SERIES TAINS 解体新書

## ～TAINS最新事情～ 国税通則法改正と相次ぐ納税者勝訴判決



朝倉 洋子 [目黒]

## はじめに

平成23年12月2日に公布された国税通則法の改正により、平成25年1月以後は、税務調査手続が法定化されるとともに、全ての処分について理由附記が必要となりました。

税務調査と行政処分との区分が重要であるところから、内部通達もこれを峻別しており、税務調査等に関するFAQは、国税庁ホームページに「一般納税者向け」と「税理士向け」とが公表されましたが、これとは別に、平成24年11月発遣の「税務調査手続等に関するFAQ（職員用）」があります。

今回は、最新の納税者勝訴判決のほかに、国税通則法改正に伴い法定化された税務調査手続等に関する最新情報も併せて紹介します。

## I 税務調査手続について

## 1 税務調査手続等の試行の先行実施について

これは、平成24年3月16日発遣された情報で、昨年12月20日号のメールニュースでご紹介しました。キーワードは「先行実施」です。

## 2 調査手続等に関する当面の事務実施要領

これは、平成24年9月20日付で発遣された12本の通達で、本年2月7日号のメールニュースでタイトルをお知らせし、3月7日のメールニュースで全件収録完了をお伝えしました。キーワードは、「事務実施要領」です。

## 3 税務調査手続等に関するFAQ

このFAQは、内部職員用のFAQでファイル数は、全部で7件あります。取りあえず最初の【共通】というファイルを取録しました。残りは入手次第、順次収録していきます。検索は、  
【税区分】その他  
【検索範囲】通達  
【キーワード】FAQ

## II 税務訴訟資料の公表

平成21年分の税務訴訟資料第259号は、従来編集を行ってきた国税庁ではなく、税務大学のホームページに、3月20日、公表されました。

課税関係判決243件と、徴収関係判決56件、計299件で、だれでもダウンロードすることができます。

国税庁が編集していた従来の税務訴訟資料との主な変更点は次のとおりです。

- ①判決書の事件番号がマスキングされたこと
- ②従来は国税庁が編集していた判示事項や判決要旨がなくなったこと
- ③「全部取消し」「一部取消し」と表記されていた判決結果が、「一部認容」「認容」と変更されたこと
- ④従来は非公開であった徴収事件が公開されたこと

## III 最新税務判決情報

- 1 平成24年12月7日東京地裁判決（一部取消し）(控訴) Z888-1725

この事件は、外資系の保険会社である原告が、事業年度終了の時に保有する外貨建有価証券について、外国為替の売買相場が著しく変動したとして、事業年度終了の時の外国為替の売買相場により円換算した金額とその時の帳簿価額との差額に相当する金額を損金の額に算入して確定申告を行ったところ、一部の外貨建社債に係るものについては、外国為替の変動に伴って生ずるおそれのある損失の額を減少させるためにデリバティブ取引が行われているとして、更正処分等が行われたという事件です。

東京地裁は、有効性判定の方法として認められるか否かは、専ら法令の解釈により決められるべきものであって、通達の定めやホームページ上の税務運用上の取扱いにより、その結論が左右されるべきものではないと判示し、課税処分の一部を取り消しました。

- 2 平成25年2月28日東京高裁判決（国側の控訴棄却）(納税者勝訴) (確定) (開示請求中)

この事件は、納税者らが、相続税の更正処分等を受けたことについては、この相続に係る相続財産中の相互持合株式の評価等を誤ってされたものであり、相続税法22条に違反するものであると主張して処分の取消しを求めたという事案です。

納税者の勝訴が確定した東京高裁判決は未入手ですが、原審の東京地裁は、P社の株式保有割合は約25.9%にとどまるところ、P社の企業としての規模や事業の実態等に照らせば、本件相続の開始時において、原則的評価方

式による評価額と適正な時価との間の開差を利用したいわゆる租税回避行為の弊害を危惧しなければならないものとは言い難いものというべきであって、本件相続の開始時のP社については、株式保有特定会社に該当するとは認めるに足りないものというべきである。P社は、原則的評価方式である類似業種比準方式によって評価するのが相当というべきであると判示しています。

- 3 平成25年3月21日最高裁判決（破棄自判）(確定) (納税者勝訴) Z999-8316

この事件は、神奈川県が臨時特例企業税条例を制定し、道府県法定外普通税として、神奈川県内の資本金額が5億円以上の法人に対し、臨時特例企業税を課したところ、A社が、本件条例は欠損金額の繰越控除を定めた地方税法の規定を潜脱して課税するものであり、違法・無効であるとして、その是正を求めた事案です。最高裁は、本件条例の規定は、地方税法の定める欠損金の繰越控除の適用を一部遮断することをその趣旨、目的とするもので、特例企業税の課税によって各事業年度の所得の金額の計算につき欠損金の繰越控除を実質的に一部排除する効果を生ずる内容のものであるなどとして、違法、無効であると判示しました。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室へ

03-5496-1416

## 平成25年2月27日 第11回税理士証票交付式 新規登録者 88名

